

No	検 査 項 目	単位	検 査 結 果	定 量 下 限 値 水 質 基 準	検 査 方 法
1	一般細菌	/mL	0	0 100 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第1
2	大腸菌	—	陰性	— 検出されないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第2
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.1 10 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
4	クロロホルム	mg/L	0.020	0.001 0.06 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
5	ジブromokクロロメタン	mg/L	0.002	0.001 0.1 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
6	総トリハロメタン	mg/L	0.028	0.001 0.1 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
7	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.006	0.001 0.03 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
8	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 0.09 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第14
9	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 0.3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
10	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 0.05 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第6
11	塩化物イオン	mg/L	12.6	0.2 200 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第13
12	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/L	0.6	0.3 3 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第30
13	pH値	—	7.8	— 5.8以上8.6以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第31
14	味	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第33
15	臭気	—	異常なし	— 異常でないこと	H15厚生労働省告示第261号 別表第34
16	色度	度	0.5 未満	0.5 5 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第36
17	濁度	度	0.1 未満	0.1 2 以下	H15厚生労働省告示第261号 別表第41
	ー以下余白ー				
検 査 期 間		2026 年 7 月 2 日 ～ 2026 年 7 月 6 日			検査区分責任者 吉原 孝宏
備考					